

碧南市広告入り子育てガイドブック広告募集手引き

1 目的

碧南市広告入り子育てガイドブック広告募集手引きは、碧南市広告掲載実施規程に基づき、碧南市が発行する広告入り子育てガイドブックに掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載規格

広告の割合が全体の3割を超えないこととする。ただし、表紙は広告を掲載しない。

3 広告掲載の基準等

碧南市広告掲載実施規程（以下「規程」という。）によるものとする。

4 広告掲載の申込み

子育てガイドブック無償提供事業者（以下「提供事業者」という。）は、広告掲載を希望する者から広告掲載を依頼されたときは、広告掲載申込書に次の各号に定める書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

- (1) 広告原稿（案）とその電子データ（イラストレーター形式等）
- (2) 会社案内等（事業内容や活動内容等会社の概要が分かるもの）
- (3) 住所を有する市町村の市町村税（法人又は個人）の滞納がないことを示す証明書（提出日（郵送の場合は到着日）時点において、発行日から3か月以内のもの）

5 広告掲載の決定等

市長は、広告掲載の申し込みがあったときは、規程第7条第1項に定める碧南市広告審査会の審査を経たうえで広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書により、提供事業者に通知するものとする。

6 広告内容及び原稿の作成

- (1) 広告の内容及びデザインは、規程に従うものとする。
- (2) 広告は、できる限り市内の事業者等に係る内容の掲載に努めるものとし、また、市の政策の妨げ（人口流出等）になるものは掲載しない。
- (3) 広告原稿は、申込者の負担で作成するものとする。

7 広告掲載の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当し、広告の掲載を取り消すことが適当であると認めたときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 規程第3条の各号のいずれかに該当するとき
- (2) 代理店から掲載の取下げの届け出があったとき

8 広告主の責任等

- (1) 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- (2) 広告主の責めに帰すべき理由により市に損害が発生した場合は、市長は、当該広告主に対し損害賠償を請求することができる。

9 その他

この募集基準に定めるもののほか、広告氏への広告掲載について必要な事項は市長が定める。

問合せ先 碧南市役所こども健康部こども課こども相談係

電話 0566-95-9852